

生駒市条例第7号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,500円」を「6,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（平成20年度から平成22年度までの各年度分の保育料の特例）
- 2 平成20年度分の保育料に限り、改正後の生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定の適用については、同表中「6,300円」とあるのは、「5,800円」とする。
- 3 平成21年度分の保育料に限り、改正後の条例別表の規定の適用については、同表中「6,300円」とあるのは、「6,100円（5歳児にあっては、5,800円）」とする。
- 4 平成22年度分の保育料に限り、改正後の条例別表の規定の適用については、同表中「6,300円」とあるのは、「6,300円（5歳児にあっては、6,100円）」とする。